



武豊町は持続可能な開発目標 (SDGs)を支援しています。

第5次 武豊町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024年(令和6年)3月



■目次

1. 計画策定の背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国の動向	2
(4) 地球温暖化対策を巡る県の動向	4
(5) 地球温暖化対策を巡る町の動向	7
(6) 町における温室効果ガス総排出量の推移及び内訳	8
2. 計画改定の趣旨	12
(1) これまでの策定、改定の経緯及び第4次計画の概要	12
(2) 第4次計画の目標達成状況と評価	14
3. 基本的事項	17
(1) 目的と基本方針	17
(2) 対象とする範囲	17
(3) 調査対象とする温室効果ガス	18
(4) 計画期間	18
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	19
4. 温室効果ガスの排出削減目標	20
(1) 目標設定の考え方	20
(2) 温室効果ガスの削減目標	20
5. 目標達成に向けた取組	21
(1) 取組の基本方針	21
(2) 具体的な取組内容	21
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	28
(1) 推進体制	28
(2) 進捗管理・公表	28
(3) 職員に対する研修等	28
(4) 点検・評価・見直し体制	29
参考資料	30

1

計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、国内においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第6次評価報告書第1作業部会報告書（2021年（令和3年）8月公表）では、極端な高温や大雨の頻度と強度の増加等気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

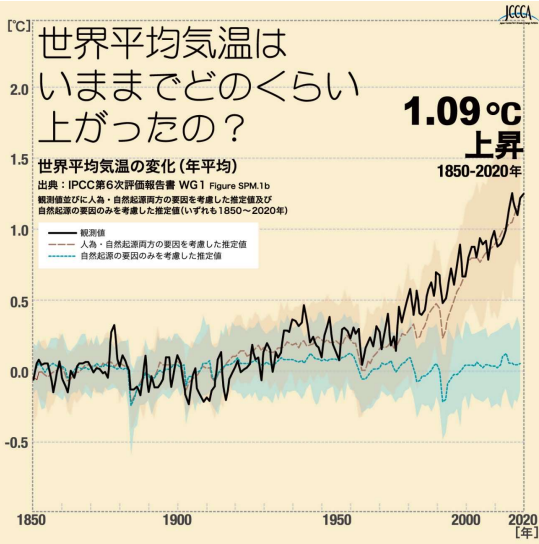


図1 世界平均気温の変化
出典) IPCC 第6次評価報告書

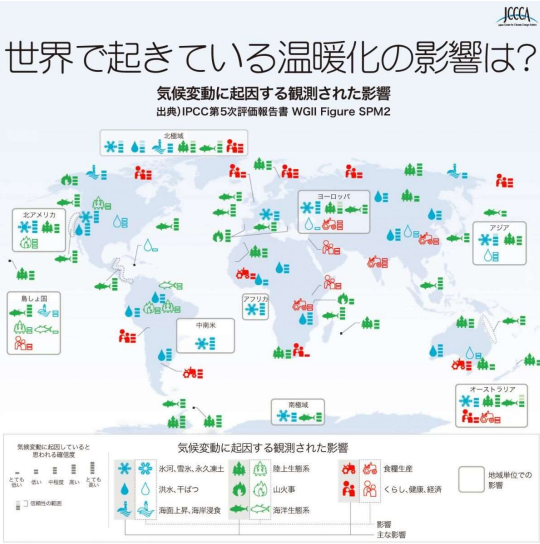


図2 気候変動に起因する観測された影響
出典) IPCC 第5次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)が掲げられました。同年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

これにより、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げられたほか、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

2018年(平成30年)10月には、IPCCが「1.5℃特別報告書」を公表し、気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えていること、及び世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年(令和32年)頃に正味ゼロとすることが必要であることが示されました。

この報告書を受け、世界各国で、2050年(令和32年)までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。(図3参照)

(3) 地球温暖化対策を巡る国の動向

前述2015年(平成27年)のパリ協定の採択を受け、2016年(平成28年)5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、中期目標として国内の温室効果ガス排出量を2030年度(令和12年度)に2013年度(平成25年度)比で26%減削減することが掲げられました。







2020年(令和2年)10月に国は、2050年(令和32年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年(令和32年)カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021年(令和3年)4月に開催された気候サミットでは、2030年度(令和12年度)の温室効果ガスの削減目標を2013年度(平成25年度)比で46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明しました。(図3参照)

同年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年(令和

32年)までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付けられました。

2021年(令和3年)10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、中期目標として、2030年度(令和12年度)において、温室効果ガスを2013年度(平成25年度)比で46%削減すること、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素排出量を2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比で約51%削減する必要があるとされました。2030年度(令和12年度)目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ⁽¹⁾ を目指す年など <small>(1) 温室効果ガスの排出をゼロとしてゼロにする</small>
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030 年までに 65% 以上削減 <small>(2005年比)</small> <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを旨とする</small>	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55% 以上削減 <small>(1990年比)</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030 年までに 45% 削減 <small>(2005年比)</small>	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030 年度 において 46% 削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030 年までに 30% 削減 (1990年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 50-52% 削減 <small>(2005年比)</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています (2022年10月現在)

図3 各国の温室効果ガス削減目標
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

さらに、同月内において、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度(令和12年度)までに50%削減(2013年度(平成25年度)比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB(Net Zero Energy Building)化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行

する方針が示されました。

また、「2050年（令和32年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す自治体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4自治体でしたが、2023年（令和5年）12月28日時点においては1013自治体に増加しています。（図4参照）

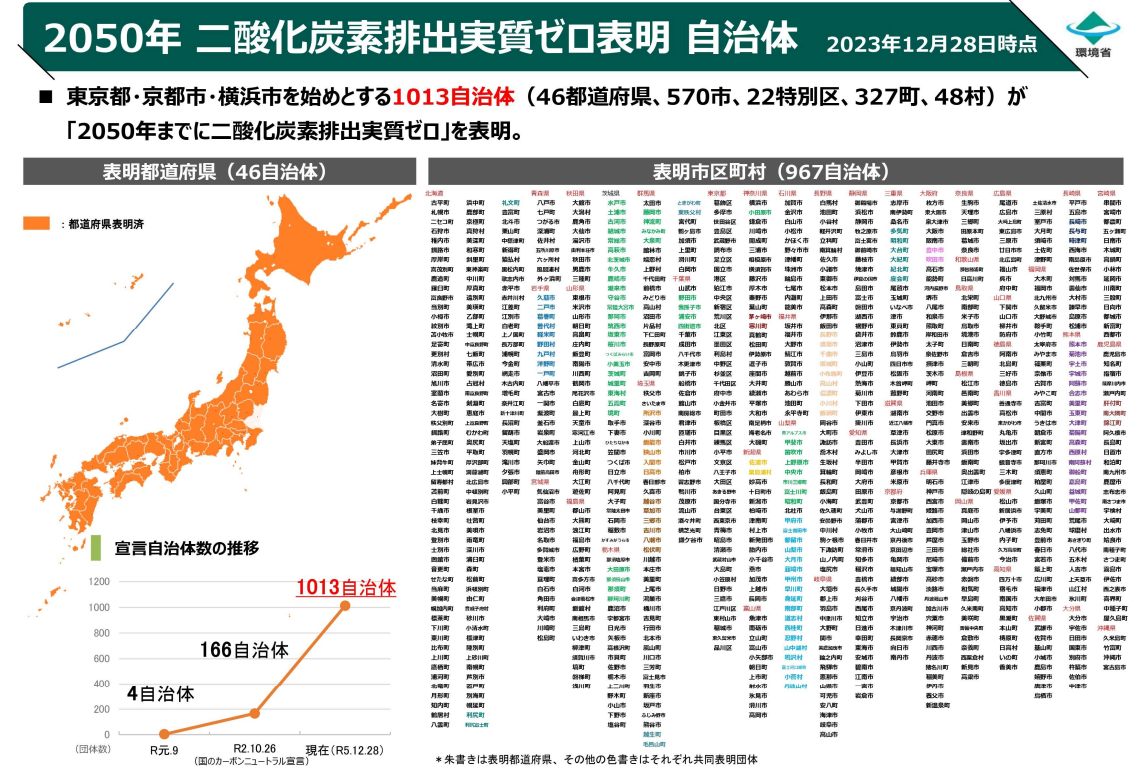


図4 2050年（令和32年）二酸化炭素排出実質ゼロを表明した自治体
環境省ウェブサイト「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
(<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>) より

（4）地球温暖化対策を巡る県の動向

愛知県では、2018年（平成30年）2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」（計画期間：2018年（平成30年）～2030年（令和12年））を策定し、愛知県全体の2030年度（令和12年度）における温室効果ガス総排出量を、2013年度（平成25年度）比で26%減（業務部門としては49.5%減）とし、様々な取組を総合的かつ計画的に進めてきました。

その後、2020年（令和2年）10月に、国が「2050年（令和32年）カーボンニュートラル」を宣言して以降、その実現に向けて温室効果ガスの削減目標を引き上げる等、戦略策定時から社会情勢が大きく変わりました。

こうした状況を踏まえ、2022年（令和4年）12月に「2050年（令和32年）カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030年度（令和12年度）までに本県の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減する目標を掲げるとともに、2030年度（令和12年度）までの間に取り組むべき施策の方向を示した「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」を策定しました。（図5参照）

あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～【概要】

第1章 総論

○ 改定の趣旨

- 世界的なカーボンニュートラル、脱炭素社会の潮流
- 国のカーボンニュートラル宣言【2020年10月】、地球温暖化対策推進法の改正【2021年6月】、温室効果ガス排出量の削減目標の引き上げ（2030年度に2013年度比で26%削減→46%削減）【2021年10月】

↓

「あいち地球温暖化防止戦略 2030」策定時【2018年2月】から前提条件が大きく変わったことから、戦略を改定し、カーボンニュートラルの実現に資する施策を推進

○ 戦略の位置づけ

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」（区域施策編）
- 愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策の推進に関する計画」

○ 計画期間

- 2030年度まで

第3章 本戦略における基本的な考え方

○ 2050年に目指す社会の姿

- 2050年カーボンニュートラルの実現

○ 2030年度における目指すべき社会像

項目	目指すべき社会像
家庭	健康的で豊かな脱炭素型の生活環境
事業活動	環境と経済が調和した活力ある産業社会
自動車利用	環境配慮と利便性の両立
空港・港湾・鉄道	交通・物流の機能強化による脱炭素化
地域	地域の特性を生かした脱炭素化の中心となるまちづくり
再生エネルギーの活用	多様なエネルギー源による安全で安定したエネルギー社会
吸収源	森林整備や木材利用の促進、ブルーカーボンの活用

○ 温室効果ガスの排出削減目標

- 2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で**46%削減**する。

(単位：千t-CO ₂)	2013年度 排出量	2030年度 排出量	2013比 削減率
産業部門	40,153	26,246	▲34.6%
業務部門	12,072	8,721	▲27.7%
家庭部門	8,584	1,922	▲77.6%
運輸部門	13,327	7,171	▲46.2%
エネルギー転換部門	2,435	1,885	▲22.6%
非エネルギー転換CO ₂	2,225	1,764	▲20.7%
その他ガス	3,588	2,105	▲41.3%
吸収源	—	▲330	—
合計	82,384	44,483	▲46.0%

※その他ガスは、CH₄、N₂O、代替フロン等4ガスの合計

○ 再生可能エネルギーの導入目標

- 2030年度までに再生可能エネルギーの導入目標を**580万kW**とする。

	2021年度 容量(万kW) 【実績】	2030年度 容量(万kW) 【目標】	威力量(GWh) 【参考】
太陽光発電(住宅)	104	172	2,074
太陽光発電(非住宅)	185	288	4,344
風力発電(陸上)	7	14	308
水力発電	0	1	51
バイオマス発電	39	106	6,481
合計	335	580	13,258

※2013年度実績は98万kW、2021年度実績は335万kW、2030年度目標は580万kW（1.7倍）

○ カーボンニュートラルの実現に向けた基本的な取組視点

- 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギー・蓄エネルギーの導入拡大
- SDGsの視点を踏まえた、環境・経済・社会の好循環
- 愛知の強みを生かした取組の推進
- カーボンニュートラルの実現に向けた新技術や新たなビジネスの推進
- すべての主体による積極的な取組の加速

1

第4章 施策体系

※は現行「あいち地球温暖化防止戦略2030」（2018年2月）の策定以降に取組を開始した/するものを、◎は現行の取組を強化するものを示す。

重点1 脱炭素プロジェクトの創出・支援	重点3 建築物の脱炭素化の推進	重点5 ゼロエミッション自動車の普及加速
重点2 意識改革・行動変容	重点4 脱炭素型事業活動の促進	重点6 水素社会の構築

家庭部門対策

- 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進
 - 「あいち COOL CHOICE」の推進
 - あいちエコアクション・ポイントの発行
- 家庭のエネルギー消費の削減
 - あいち省エネ家電サポーター店登録制度の推進
- 環境に配慮した住宅（ZEH等）の普及
 - 住宅用地球温暖化対策設備の導入補助金の交付（市町村との協働補助）

産業・業務部門対策

- 大規模・中小規模事業者による脱炭素型事業活動の促進
 - 地球温暖化対策計画書制度の見直し
 - 再生エネ・省エネ設備の導入支援、普及啓発
 - 企業の脱炭素経営の支援
- 環境に配慮した建築物（ZEB等）の普及
 - 愛知県建築物環境配慮制度（CASBEE あいち）の効果的な運用
 - 愛知県環境調査センターを活用したZEBの普及啓発及びZEB化の支援
- 脱炭素型の技術・製品・サービスの供給促進
 - 自動運転・AI等の高度化に対応する研究開発、新規事業展開をハンズオン支援
 - 環境・新エネルギー分野の企業等の研究開発・実証実験、企業立地への支援
- 農林水産業の省エネ化の促進
 - 園芸用施設における環境制御技術などの開発・試験研究
- 行政による率先取組の推進
 - 高効率・省エネ型機器（LED照明等）、ゼロエミッション自動車の導入推進
 - グリーンボンド（県債）の発行による環境改善効果のある事業の推進

運輸部門対策

- 自動車使用に伴う環境負荷の低減
 - ゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）の購入補助金の交付
 - 自動車税種別割の課税免除措置の実施
 - 充電インフラ、水素ステーションの整備促進
- 環境負荷の低い交通・運輸への転換の促進
 - エコモビリティライフ（クルマと公共交通、自転車等の使い分け）の普及
- 空港・港湾・鉄道の脱炭素化への転換の推進
 - 名古屋空港における脱炭素化推進のための計画策定
 - 港湾（名古屋港、衣浦港及び三河港）におけるカーボンニュートラルポートの形成

地域における脱炭素化

- 脱炭素プロジェクトの創出
 - 「あいちカーボンニュートラル戦略会議」による脱炭素プロジェクトの選定、支援
 - 矢作川CNプロジェクト、アジア競技大会選手村後利用における街区の木造・木質化
 - 革新事業創造戦略（重点政策分野に「GX」を位置づける）の推進
- 環境負荷の小さな都市づくりの推進
 - 「都市計画区域マスタープラン」を踏まえた環境負荷の小さな都市づくりの推進

再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 再生可能エネルギーの導入促進
 - 再生エネ設備の導入支援、普及啓発
 - PPA方式による太陽光発電設備の普及啓発
- 未利用資源・エネルギーなどの地域資源の活用

水素社会の実現に向けた取組の推進

- 中部圏における大規模な水素・アンモニアのサプライチェーン社会実装に向けた検討
- 低炭素水素認証制度による低炭素水素サプライチェーンの構築

資源循環によるCO₂対策

- 資源投入量や消費量の抑制、廃棄物発生量の最小化
 - サーキュラーエコノミーの推進

代替フロン等の対策

- フロン類の排出抑制
- メタンと一酸化二窒素の排出抑制

吸収源対策

- 森林の持つ多面的機能の発揮
- 県産木材の利用
- 緑化の推進
- 新たな吸収源の確保
 - ブルーカーボン（干潟、浅場、藻場の回復による海のCO₂吸収源）の推進

脱炭素社会の形成に向けた人づくり

- 脱炭素型の価値観の形成
- 指導者等の人材育成
- SDGsの達成に向けた人づくりの推進
- 海外との最新の知見の共有

第5章 戦略の推進にあたって

- 各主体の役割：県民、事業者、市町村、県、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、金融機関、教育・研究機関
- 進行管理：取組指標を設定し、評価結果をフィードバックするPDCAサイクルを確立。温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況を毎年度公表
- 取組指標（KPI）：部門ごとに進捗評価を行うため2030年度の取組指標を設定

2

図5 あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～【概要】

また、愛知県の事務事業編に当たる「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」を2023年（令和5年）8月に一部改定し、温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに69.2%削減（2013年度（平成25年度）比で上下水道事業以外）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入等、前述の政府実行計画に準じた取組を行う方針が示されました。

（５）地球温暖化対策を巡る町の動向

本町では、2004年（平成16年）に「武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、5年ごとに改定を行い、役場を始めとした公共施設が排出する二酸化炭素の総排出量、資源エネルギーの使用（電気使用量等）について、具体的な目標を掲げ、温室効果ガスの削減に努めるとともに、町民に対する啓発や情報提供等を進めてきました。

2021年（令和3年）2月2日には、将来にわたって健康で安心して暮らすことのできる環境を次世代へ引き継いでいくため、住民・地域・事業者・行政が一体となって「2050年（令和32年）までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明しました。

同年12月には、「ゼロカーボンシティ実現に向けた武豊町職員・議会議員行動指針」を策定し、全職員及び全議員が率先して地球温暖化対策を行うよう庁内での発信がなされました。

2022年（令和4年）3月には、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、本町の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「武豊町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、本町における温室効果ガス排出量について2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で44%削減すること、2050年度（令和32年度）に排出量実質ゼロを目標として掲げました。

(6) 町における温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

本町の直近 10 年間の温室効果ガス総排出量の推移は図 6 と表 1 のとおりです。

いずれの年度も 2,500t-CO₂ を上回っており、2013 年度（平成 25 年度）以降、2017 年度（平成 29 年度）をピークに増加が続き、2021 年度（令和 3 年度）には 2013 年度（平成 25 年度）と同水準まで削減しましたが、翌 2022 年度（令和 4 年度）は再び増加しています。

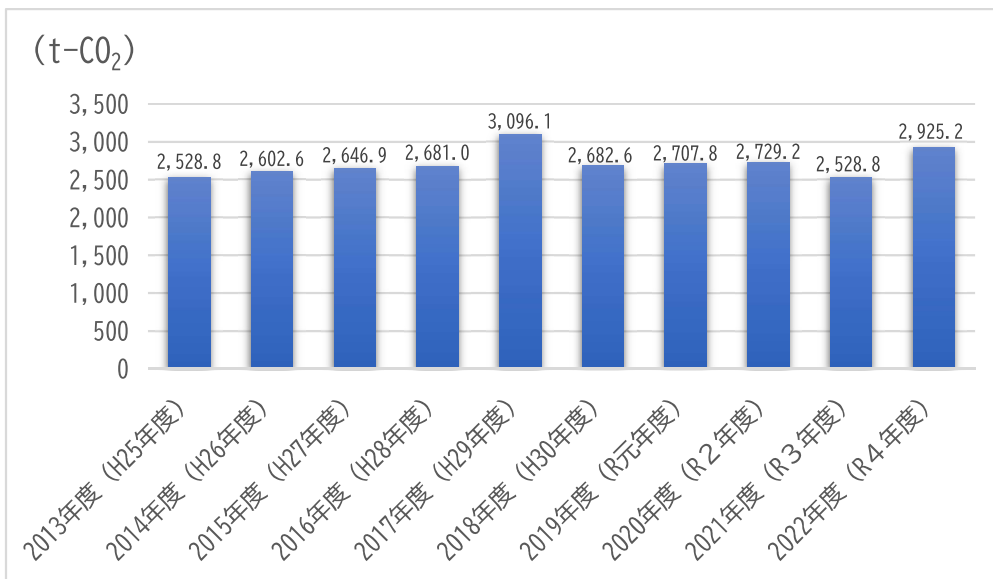


図 6 温室効果ガス総排出量の推移

表 1 温室効果ガス総排出量の推移

年度	排出量 (t-CO ₂)
2013 年度 (平成 25 年度)	2,528.8
2014 年度 (平成 26 年度)	2,602.6
2015 年度 (平成 27 年度)	2,646.9
2016 年度 (平成 28 年度)	2,681.0
2017 年度 (平成 29 年度)	3,096.1
2018 年度 (平成 30 年度)	2,682.6
2019 年度 (令和元年度)	2,707.8
2020 年度 (令和 2 年度)	2,729.2
2021 年度 (令和 3 年度)	2,528.8
2022 年度 (令和 4 年度)	2,925.2

温室効果ガス総排出量のエネルギー種別の内訳は表2のとおりです。

温室効果ガス総排出量をエネルギー種別割合で見ると、2013年度（平成25年度）においては、電気の使用による排出が全体の76.5%を占めており、残りの23.5%が都市ガス、ガソリン、液化石油ガス（LPG）、A重油等の燃料の使用による排出となっています。（図7参照）

直近の2022年度（令和4年度）においては、電気の使用による排出が全体の75.8%を占めており、残りの24.2%が都市ガス、ガソリン、A重油、液化石油ガス（LPG）等の燃料による排出となっています。（図9参照）

このことから、直近10年間に於いて本町の事務事業における温室効果ガス総排出量の排出要因の大部分が電気の使用によるものだということがわかります。

表2 エネルギー種別の温室効果ガス総排出量の内訳と推移

区分 年度	排出量 (t-CO ₂)							
	ガソリン	灯油	軽油	A重油	液化石油 ガス(LPG)	都市ガス	電気	その他
2013 (平成25)	54.13	1.06	0.05	27.10	31.74	478.03	1,935.70	0.94
2014 (平成26)	50.68	0.17	0.00	29.81	32.65	464.70	2,023.70	0.86
2015 (平成27)	48.45	0.09	0.00	29.81	18.93	486.03	2,062.71	0.88
2016 (平成28)	43.76	0.27	0.00	0.00	18.14	528.25	2,089.76	0.84
2017 (平成29)	44.71	17.80	0.09	27.10	16.53	577.30	2,411.99	0.62
2018 (平成30)	41.10	14.18	0.00	0.00	7.97	505.82	2,112.65	0.83
2019 (令和元)	43.95	3.14	0.08	24.39	11.53	541.41	2,082.64	0.61
2020 (令和2)	25.87	3.33	0.05	24.39	10.31	555.85	2,108.77	0.61
2021 (令和3)	37.53	2.47	0.05	27.10	12.20	590.70	1,858.17	0.62
2022 (令和4)	44.64	3.37	3.52	21.68	11.80	620.00	2,218.75	1.43

※上記排出量は各エネルギー使用量に排出係数を乗じた数値です。CO₂フリー電力を調達している施設の排出係数は0になります。本町では2022年度（令和4年度）よりCO₂フリー電力を調達しており、2023年度（令和5年度）末時点でのCO₂フリー電力の調達施設は、役場本庁舎及び学校給食センターです。

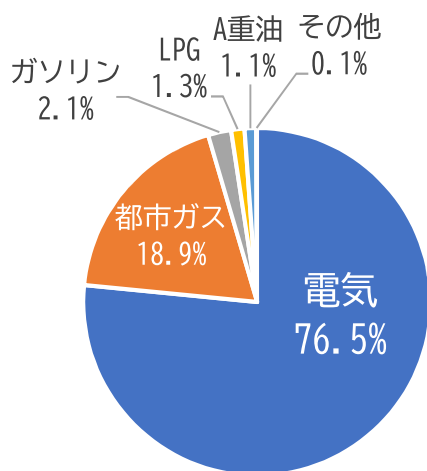


図7 エネルギー種別の構成割合
(2013年度 (平成25年度))

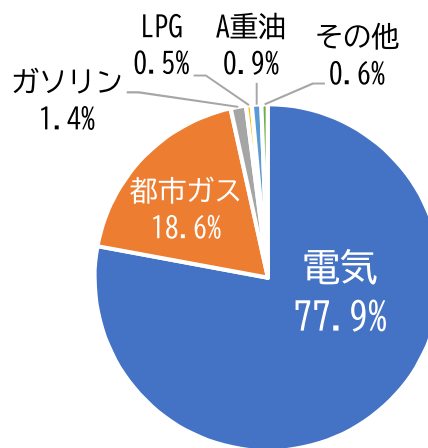


図8 エネルギー種別の構成割合
(2017年度 (平成29年度))

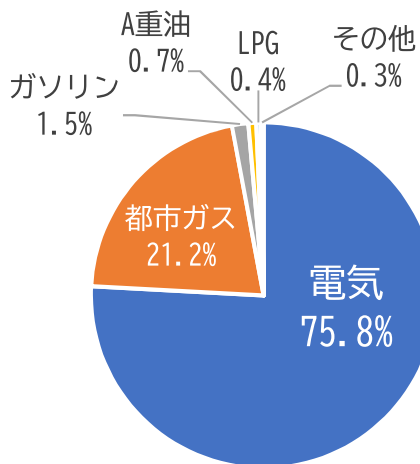


図9 エネルギー種別の構成割合
(2022年度 (令和4年度))

部局別の温室効果ガス排出量の内訳は以下のとおりです。

2013年度（平成25年度）、2017年度（平成29年度）及び2022年度（令和4年度）をみると、いずれの年度も構成割合に大きな変動はなく、教育委員会所管施設（小中学校、町民会館等）の排出割合が約6割超を占めています。（図10・11・12参照）

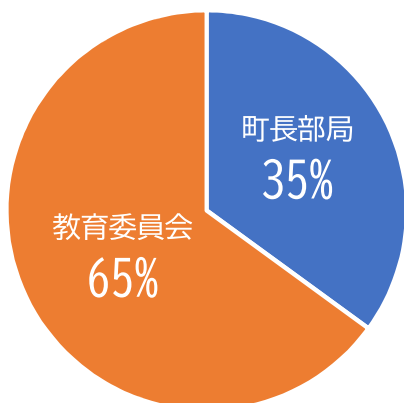


図10 部局別の構成割合
(2013年度（平成25年度）)

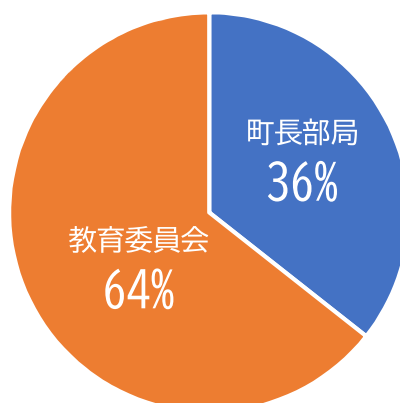


図11 部局別の構成割合
(2017年度（平成29年度）)

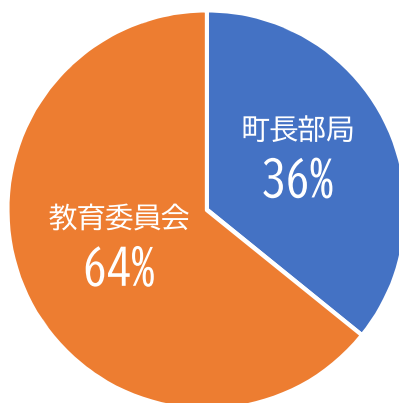


図12 部局別の構成割合
(2022年度（令和4年度）)

2

計画改定の趣旨

(1) これまでの策定、改定の経緯及び第4次計画の概要

本町は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2004年（平成16年）3月に「武豊町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後各計画期間満了ごとに、2009年（平成21年）3月に「第2次武豊町地球温暖化対策実行計画」、2014年（平成26年）3月に「第3次武豊町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

そして、2019年（平成31年）3月に「第4次武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第4次計画」という。）を策定し、温室効果ガス総排出量を2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）までの5年間で5%削減（2017年度（平成29年度）比）することを目標に、地球温暖化対策に取り組んできました。

表3 これまでの策定、改定の経緯

年月	内容
2004年（H16年）3月	「武豊町地球温暖化対策実行計画」策定 （計画期間： 2004年度（平成16年度）～2008年度（平成20年度））
2009年（H21年）3月	「第2次武豊町地球温暖化対策実行計画」策定 （計画期間： 2009年度（平成21年度）～2013年度（平成25年度））
2014年（H26年）3月	「第3次武豊町地球温暖化対策実行計画」策定 （計画期間： 2014年度（平成26年度）～2018年度（平成30年度））
2019年（H31年）3月	「第4次武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 （計画期間： 2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度））
2022年（R4年）3月	「武豊町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定 （計画期間： 2022年度（令和4年度）～2030年度（令和12年度））

表4 第4次計画の概要

項目	概要
計画期間	2019年度（令和元年度）から 2023年度（令和5年度）までの5年間
基準年度	2017年度（平成29年度）
対象とする範囲	町が行うすべての事務事業
調査対象とする 温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、 一酸化二窒素（N ₂ O）、 ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）
温室効果ガスの総排出量の削減目標	基準年度比 5%
個別目標	公用車燃料使用量：基準年度比 5%削減
	電気使用量：基準年度比 5%削減
	ガス使用量：基準年度比 5%削減

(2) 第4次計画の目標達成状況と評価

第4次計画の本町の事務事業における温室効果ガス総排出量と個別目標の達成状況は表5のとおりです。2022年度（令和4年度）の温室効果ガス総排出量は、第4次計画の基準年度である2017年度（平成29年度）と比較して730.8t-CO₂（23.6%）削減しており、第4次計画の削減目標である「2017年度（平成29年度）（基準年度）の排出量（3,096トン：二酸化炭素換算値）から5%削減」を大きく達成できています。

個別目標は、公用車燃料使用量は減少したものの目標の5%に届かず、電気、ガスの各使用量は増加しており、個別目標は達成することができませんでした。

使用量が増加した一方で温室効果ガス総排出量が減少した主な要因として、2022年度（令和4年度）より役場本庁舎及び学校給食センターにCO₂フリー電力を調達しており、2施設の電気排出係数が0となったことが挙げられます。

なお、「第4次計画の目標達成状況と評価」における2022年度（令和4年度）温室効果ガス総排出量は第4次計画において「計画取組対象施設」に位置付けられている施設における総排出量となっています。

表5 第4次計画の目標達成状況（2022年度（令和4年度）時点）

項目	単位	目標削減率 2017年度 (平成29年度) 比	増減率 2022年度（令和4年度）実績 2017年度（平成29年度）比 括弧内は実際の使用量数値 (使用量単位は左記単位)	達成 状況	
温室効果ガス 総排出量	t-CO ₂	5%	23.6%減少 (3,096.1→2,365.3)	○	
個別 目標	公用車燃料 使用量	L	2.9%減少 (18,658.0→18,114.4)	×	
	電気使用量	kWh	1.6%増加 (4,973,170.0→5,051,065.6)	×	
	ガス使用量	m ³	5.3%増加 (269,793.2→284,172.5)	×	
	【内訳】				
	(都市ガス)	m ³	-	5.6%増加 (267,269.0→282,368.0)	-
	(液化石油 ガス(LPG))	m ³	-	28.5%減少 (2,524.2→1,804.5)	-

表6 エネルギー種別の使用量の推移

区分 年度	使用量						
	ガソリン (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)	液化石油ガス (LPG) (m ³)	都市ガス (m ³)	電気 (kWh)
2013 (平成 25)	22,606	424	20	10,000	4,846	237,828	4,118,513
2014 (平成 26)	21,192	69	0	11,000	4,985	231,196	3,921,894
2015 (平成 27)	20,218	38	0	11,000	2,890	241,808	3,997,505
2016 (平成 28)	18,216	108	0	0	2,769	262,812	4,049,925
2017 (平成 29)	18,658	7,149	36	10,000	2,524	267,269	4,973,170
2018 (平成 30)	17,104	5,694	0	0	1,217	251,652	4,094,276
2019 (令和元)	18,332	1,260	30	9,000	1,761	250,652	4,507,883
2020 (令和 2)	10,651	1,339	20	9,000	1,573	249,259	4,738,811
2021 (令和 3)	15,664	992	20	10,000	1,863	264,890	4,902,818
2022 (令和 4)	17,807	1,105	1,097	8,000	1,805	282,368	5,051,066

エネルギー種別で増減に影響を与えている要因を使用用途から考察すると、ガソリンは、主に公用車での使用です。電動車の導入により 2017 年度（平成 29 年度）と 2022 年度（令和 4 年度）の比較では約 4.6%の削減となっております。また、2020 年度（令和 2 年度）は感染症対策による出張等の減少が前年度比で大幅に減少した要因と考えられます。

灯油は、主に小中学校におけるストーブでの使用です。気温等により左右されますが、2018 年度（平成 30 年度）から 2019 年度（令和元年度）にかけて大幅に減少している要因として 2019 年度（令和元年度）に小中学校の教室にエアコンを導入したことでストーブの使用が減少したことが挙げられます。

軽油は、主に公用車での使用です。2021 年度（令和 3 年度）以前は町民会館等における非常用発電機に係る軽油使用量のみを計上しており上記の実績となっております。

A重油は、2015年度（平成27年度）までは主に老人福祉センター（2015年度（平成27年度）末をもって廃止）における入浴設備での使用でした。

2017年度（平成29年度）以降につきましては、主に雨水排水ポンプ場における使用についてのものであります。雨水排水ポンプ場における使用量は、その年の本町の降水量が増加すればポンプの稼働が増え、降水量が減少すればポンプの稼働が減るため、降水量に伴う変動となっております。

液化石油ガス（LPG）は、主に保育園での給食調理に伴う使用です。当該ガスを使用していた保育園の廃止や都市ガスへの移行等により2017年度（平成29年度）と2022年度（令和4年度）の比較では約28%の削減となっております。

都市ガスは、主に学校給食センター、役場本庁舎、町民会館における使用です。LPGからの移行施設等もあり、2017年度（平成29年度）と2022年度（令和4年度）の比較では約5.6%の増加となっております。

電気は、小中学校へのエアコン設置や屋内温水プールを始めとする施設の新設等の影響により増加傾向にあります。

3

基本的事項

(1) 目的と基本方針

武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、武豊町が実施している事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの最大限の活用を始めとした省エネルギー化、エネルギー消費の抑制及び資源循環の推進等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2021 年（令和 3 年）2 月に表明した 2050 年（令和 32 年）「ゼロカーボンシティ」の実現を見据えながら、町の最上位計画である第 6 次武豊町総合計画で掲げた目標「環境にやさしいまち」における「住民・地域・事業者が協力し、環境に配慮した行動を心がけ、貴重な自然環境が保たれているまちを目指します」という基本方針の実現に向け、地球温暖化防止に取り組みます。

(2) 対象とする範囲

武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の対象範囲は、武豊町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲とする組織や施設（指定管理施設を含む）は、参考資料「取組対象施設等」のとおりです。温室効果ガス排出施設に今後増減がある場合は増減した施設も対象とします。

(3) 調査対象とする温室効果ガス

「実行計画（事務事業編）」で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項において7種類ありますが、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、事務事業に伴う排出がないため、計画の調査対象外とします。

調査対象とする温室効果ガス	① 二酸化炭素（CO ₂ ）： 燃料の燃焼、電気の使用等に伴い発生する。 ② メタン（CH ₄ ）： 燃料の燃焼、自動車の走行に伴い発生する。 ③ 一酸化二窒素（N ₂ O）： 燃料の燃焼、自動車の走行に伴い発生する。 ④ ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）： カーエアコンの使用時に発生する。
調査対象外とする温室効果ガス	① パーフルオロカーボン類（PFCs）： 電子部品等の不活性液体に使用される他、半導体等の製造過程で発生する。 ② 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）： 変電設備の絶縁ガスに使用される他、半導体等の製造過程で発生する。 ③ 三ふっ化窒素（NF ₃ ）： 半導体等製造の過程で発生する。

(4) 計画期間

2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）までを計画期間とします。ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直します。

項目	年度							
	2013 (H25)	...	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	...	2030 (R12)	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				目標 年度	
計画期間								

図13 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画に位置付けられます。また、第 6 次武豊町総合計画を上位計画とする分野別の計画に位置付けられます。武豊町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と連携をとり、国・県の地球温暖化対策に係る各種計画、武豊町公共施設等総合管理計画との整合性を確保して策定しています。

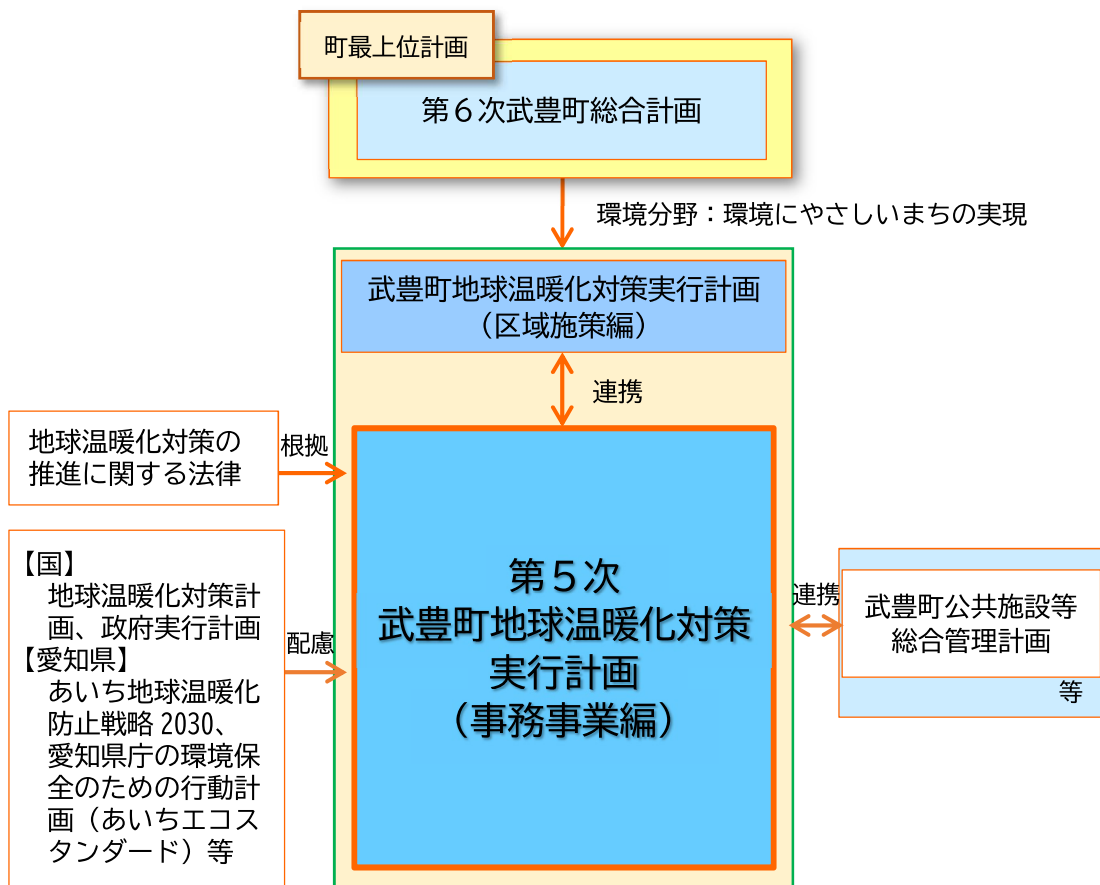


図 14 本計画の位置付け

4

温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画等を踏まえて、武豊町の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

国は2021年(令和3年)10月に地球温暖化対策計画を改定し、2050年度(令和32年度)までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すうえで、中期目標(2030年度(令和12年度)までの目標)が、基準年度(2013年度(平成25年度))比で46%削減となっていますが、武豊町が行う事務及び事業が該当する「業務その他部門」における削減目標は51%削減となっております。

このことを踏まえて、目標年度(2030年度(令和12年度))に、基準年度(2013年度(平成25年度))比で51%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 2013年度(H25年度)	目標年度 2030年度(R12年度)
温室効果ガスの排出量	2,529t-CO ₂	1,239t-CO ₂
削減率	—	51%

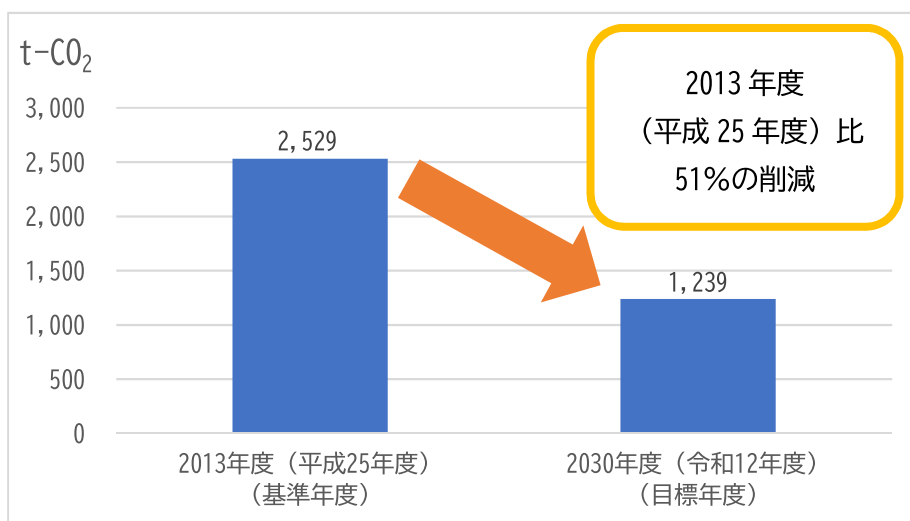


図 15 温室効果ガスの削減目標

5

目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

本町の事務及び事業によって排出される温室効果ガスは、電気の使用によるものが75%（2022年度（令和4年度）実績）を占めていることから、電力に係る温室効果ガス排出量について対応策を検討することが、目標達成のために効果的であると考えられます。このことから、引き続き個々の電力使用量の削減に取り組みながら、太陽光を始めとする再生可能エネルギーの導入や施設設備等の省エネルギー化を推進します。

(2) 具体的な取組内容

ア 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

公共施設における再生可能エネルギーの導入を検討します。導入においては、政府実行計画において、「政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度（令和12年度）には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされていることや地球温暖化対策計画に地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入に取り組むことが位置付けられていることを踏まえ、再生可能エネルギーの中で太陽光発電の導入を優先的に検討します。

取組	内容
太陽光発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・町が新築する公共施設の建築物については、原則、太陽光発電設備を設置します。 ・町が保有する既存の公共施設の建築物については、その性質上適しない場合を除き、2030年度（令和12年度）には設置可能な建築物の50%に太陽光発電設備を計画的に設置します。

イ 建築物の建築、管理等に当たっての取組

本町の建築物系施設は、2022年度（令和4年度）末で大規模改修の目安である建築後31年を経過する建築物が67%となっており、老朽化が進んでおります。この対応については、武豊町公共施設等総合管理計画に基づき更新・管理することとしていますが、今後予定する新築事業については、温室効果ガス排出量削減を勘案し、国が推奨する公共施設のZEB化を進めていきます。

また、建築物の管理においてもエネルギー消費を抑えるため、エネルギーの専門家による既設施設の診断を行い、エネルギー消費低減に資する機器等を導入していきます。

取組	内容
建築物における省エネルギー化	・ 今後予定する新築事業については ZEB 化を積極的に検討します。
省エネルギー診断の活用	・ 一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断を積極的に活用します。 既に省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を実施します。
BEMS の導入	・ エネルギー使用量の多い施設については施設の改修等に合わせて、建物内のエネルギー使用状況等を把握するため、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入します。
遮光ネットの設置	・ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネット等を導入します。

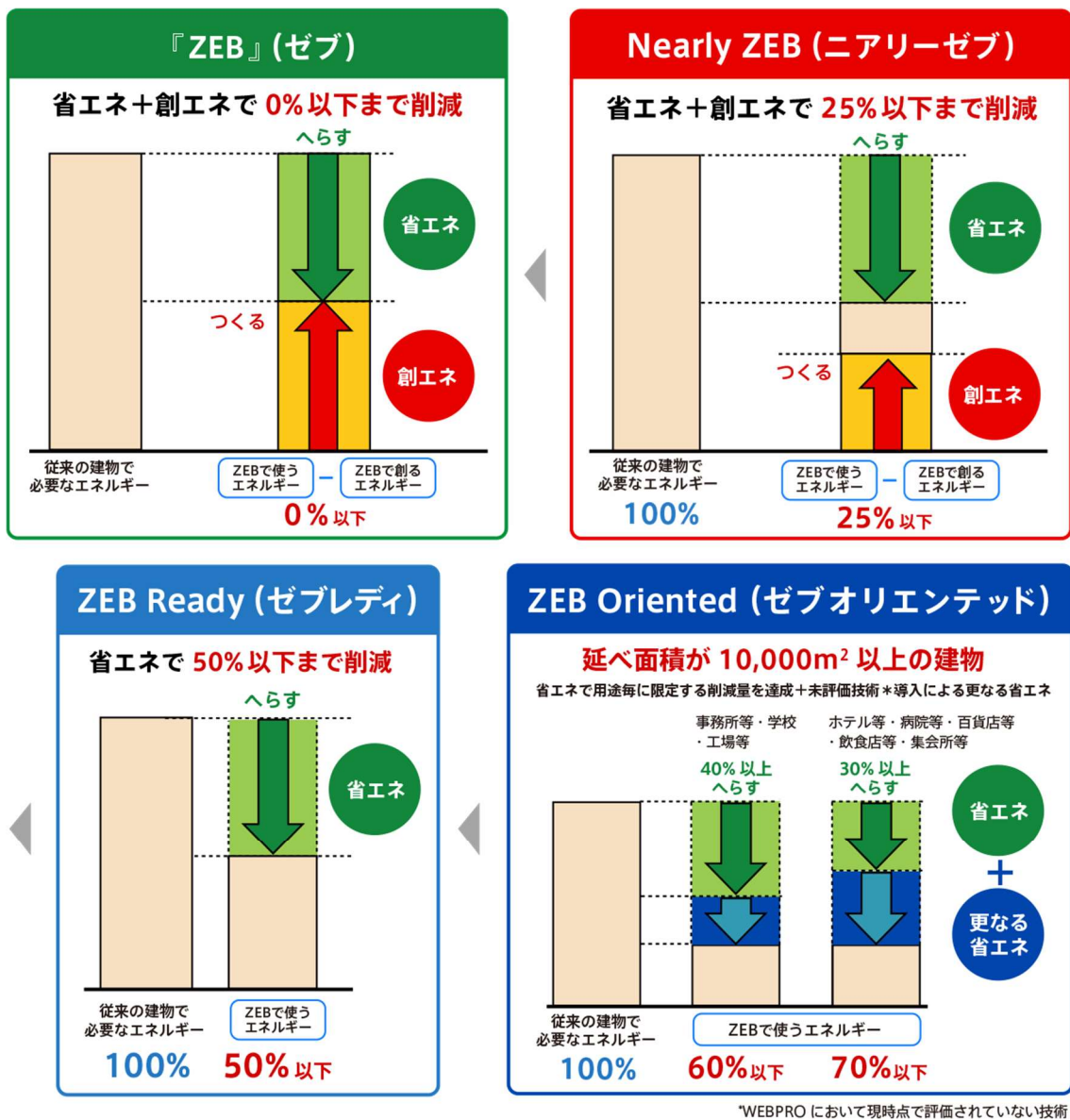


図 16 ZEB の定義

環境省ウェブサイト (<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>) より

ウ 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

空調設備や照明機器を始めとする電気設備は各施設における電気使用量の多くの割合を占めています。

また、使用する電力においても既存の排出係数の高い契約を多くの施設において契約している現状があります。

保有する公用車についてもガソリン車及び軽油車が全体の約96%を占めています。

こうした点を踏まえ、財やサービスにおいて総合的に温室効果ガス排出量削減を図ります。

取組	内容
次世代自動車の導入等	<ul style="list-style-type: none"> ・町の公用車については、新規導入・更新については2024年度（令和6年度）以降全て電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。）とします。ただし、代替可能な電動車がない場合等を除きます。 ・公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入及び優先的利用をします。 ・公用車一台ごとの走行距離及び燃料使用量の把握並びに使用実態を精査等し、公用車台数の適宜見直しをします。 ・タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施します。 ・地域交通事業において、電動バス（EVバス）を導入します。
再生可能エネルギー電力調達	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度（令和12年度）までに各公共施設で調達する電力の60%を再生可能エネルギー電力又は非化石証書等環境価値付き電力とします。
省エネルギー設備・機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器、OA機器及び他電化製品の更新・新規導入時は、温室効果ガスの排出の少ない高効率機器の導入を検討します。 ・照明の更新、新規導入時において、LED照明を標準設置するとともに、既存の施設においても、計画的にLED照明への切替えをします。

取組	内容
自動車利用の抑制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web 会議システムの活用により、職員の自動車利用の抑制をします。 ・ 業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進します。
自動車の賢い使い方（エコドライブ）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車を使用する際、エコドライブ（空ぶかし、急発進・急加速をしない）を実践します。 ・ 走行中は、アクセルの踏みみを一定に保ちます。 ・ 減速時は、早めのアクセルオフをします。 ・ アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転をします。
用紙類の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内グループウェアや共有フォルダを活用、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等をし、ペーパーレス化を推進します。 ・ 用紙類の年間使用量について、各課単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進します。 ・ 報告書や計画書等の冊子は、町公式ホームページや記録媒体による情報提供を推進し、過去の頒布実績の適正化を図ることにより、作成部数を削減します。
再生紙等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入法の考え方に基づきコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、古紙パルプ配合率が高く、白色度の低い等の条件で選択した再生紙を調達します。古紙使用が適さない冊子等については、FSC®森林認証紙や非木材紙等の環境配慮用紙の使用を推進します。

エ その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮
 直接本計画における温室効果ガス総排出量算定に影響する取組ではありませんが、本町が取り組むことができるものとして、廃棄物の削減、吸収作用の保全及び強化のための措置として公共施設における緑化の推進、公共工事における環境配慮及び町民への脱炭素意識の醸成を図る活動が挙げられ、これらの活動を通じて温室効果ガス削減に取り組めます。

また、本町の事務及び事業全体で温室効果ガス排出量の削減を図っていくためには、職員一人ひとりが高い環境意識を持って、組織全体での環境配慮行動を実施していくことが不可欠となることから職員全体の脱炭素意識向上を図ります。

取組	内容
資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設から排出される廃棄物について、4 R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）＋購入拒否（Refuse））の徹底を図り、循環型社会を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置します。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の更新時に敷地内の緑地面積増加を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の緑地の維持管理をします。
公共工事における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用します。
	<ul style="list-style-type: none"> 使用する資材及び機材は、環境負荷の低減に寄与する商品の調達を推進します。
脱炭素行動を実践できる人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動や地球温暖化対策に関する研修を実施します。
職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止に資する職員向けの講習会や研修会を開催します。
	<ul style="list-style-type: none"> 職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動（再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修等）を庁内グループウェア等により職員に情報提供をします。
	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の参加の機会を設けます。

取組	内容
職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・始業前や業務時間外には、部分点灯する等、エネルギー使用を必要最小限とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休憩時間等には支障のない範囲で、パソコンや照明のスイッチを切るようにします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー、廊下等の日中の照明は、必要最低限とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用しない場所の照明は使用時以外消灯します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務終了後は、残業等特別な場合がない限り消灯し、速やかに退庁します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房時の扉の開閉やブラインド等の利用を適切にします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター使用頻度の削減をします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の節電をします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室の空調設備の使用については、使用時間のみとします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・町独自のライトダウンデーを実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁一斉退庁日の実施により節電をします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ、ウォームビズの実施をします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤デーを実施し、徒歩・自転車・公共交通機関等を利用します。
<ul style="list-style-type: none"> ・施設電気使用量の情報共有をします。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・各職場の最後の帰庁者は、OA 機器等の電源が切っていることを確認します。 	

6

進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画は、次の体制で実施します。

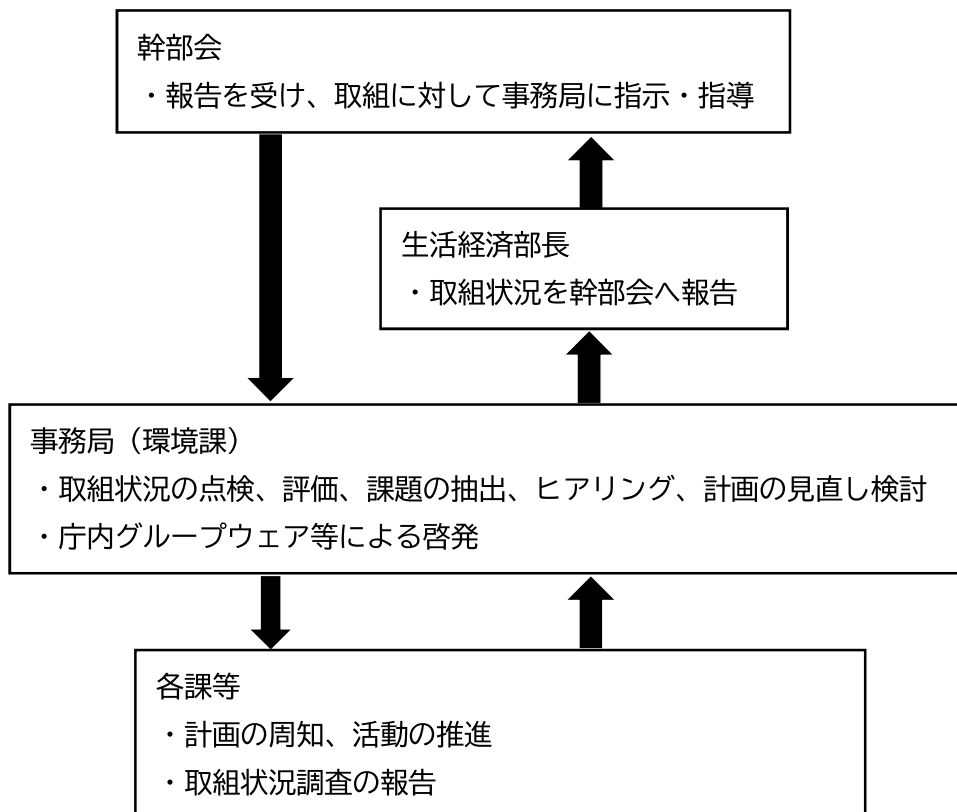


図 17 組織図

(2) 進捗管理・公表

温室効果ガス排出状況や温暖化対策の取組状況等について、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 15 項の規定に基づき、1 年に 1 回調査を実施し、毎年度の結果をグループウェア等で職員に、町公式ホームページ等で町民に公表するものとします。

(3) 職員に対する研修等

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動をするとともに、温室効果ガスの削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう支援をします。

(4) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しをします。

各課等は前年度の実行状況を取りまとめ、事務局に報告します。

事務局は、各課等の計画の実行状況について点検、評価、課題の抽出をし、適宜、各課等にヒアリングをします。生活経済部長は年度ごとの結果を取りまとめ幹部会へ報告をします。

幹部会は、報告を受けた結果、必要があると認められる場合は、取組に対して事務局に指示・指導をします。

事務局は、幹部会から取組に対する指示・指導があった場合は、各所属長を通じて、職員への徹底を図り、又は、計画の見直しの検討をします。

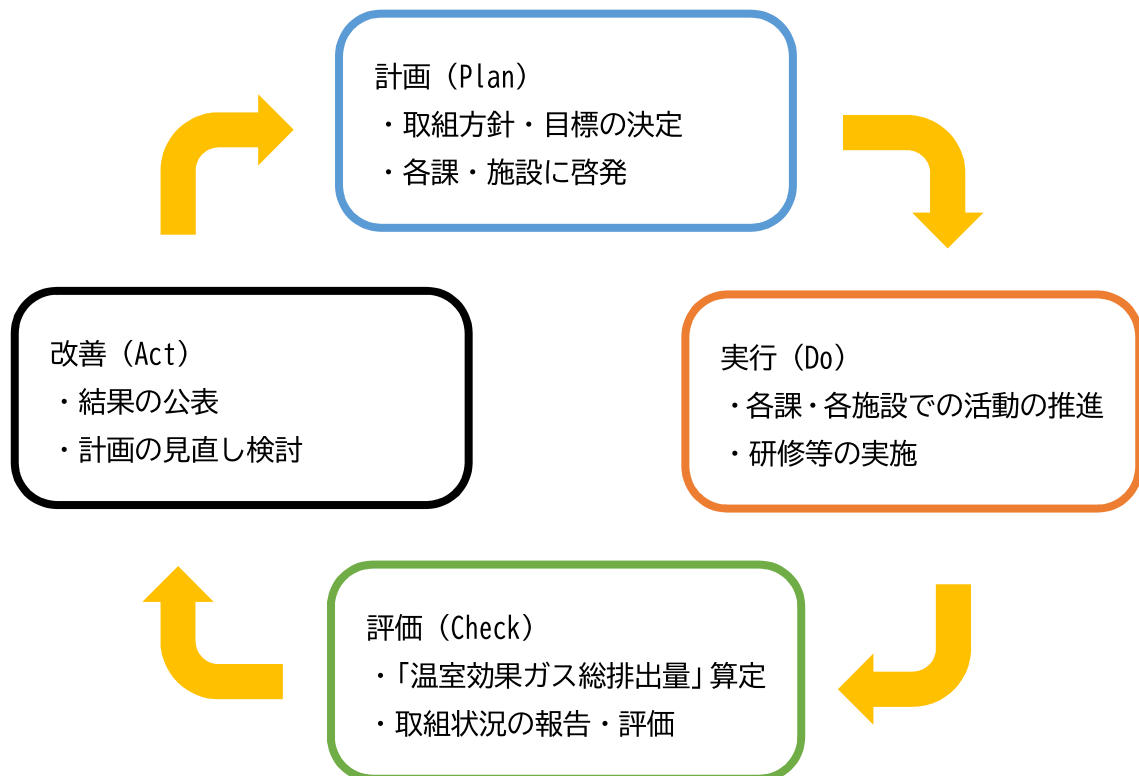


図 18 PDCA イメージ

参考資料

(1) 取組対象施設等（2022年度（令和4年度）末現在）

所管課	施設名・設備名・機械名
総務課	武豊町役場本庁舎・思いやりセンター
総務課	富貴支所
総務課	砂川会館
総務課	長尾山駐車場
総務課	総合倉庫
総務課	発電機
総務課	公用車
防災交通課	第1北分団詰所
防災交通課	第1南分団詰所
防災交通課	第2分団詰所
防災交通課	第3分団詰所
防災交通課	分団ポンプ付積載車
防災交通課	分団消防ポンプ自動車
防災交通課	コミュニティバス
防災交通課	愛知県地震体験車
防災交通課	テレメータ・同報無線
防災交通課	防災倉庫
防災交通課	防犯灯
防災交通課	道路照明灯
防災交通課	駐輪場
秘書広報課	公用車（町長車）
福祉課	大足老人憩の家
福祉課	玉貫老人憩の家
福祉課	高齢者生きがいセンター
福祉課	デイサービスセンター砂川
福祉課	多賀授産所
福祉課	公用車
子育て支援課	南保育園

所管課	施設名・設備名・機械名
子育て支援課	富貴保育園
子育て支援課	北保育園・北部子育て支援センター
子育て支援課	西保育園
子育て支援課	六貫山保育園
子育て支援課	中山保育園
子育て支援課	東大高保育園・あおぞら園
子育て支援課	わかば保育園
子育て支援課	長尾児童館
子育て支援課	おおあし児童館
子育て支援課	くすのき児童館
子育て支援課	南部子育て支援センター・富貴児童館・富貴児童クラブ・ファミリー・サポート・センター
子育て支援課	緑丘児童クラブ
子育て支援課	防犯灯
健康課	保健センター
健康課	公用車
環境課	一般廃棄物最終処分場
環境課	いちはら資源回収エコステーション
環境課	北山配水池大気汚染測定局
環境課	大足大気汚染測定局
環境課	富貴小学校大気汚染測定局
産業課	歩道橋ポンプ
産業課	上山ノ田ポンプ
産業課	下山ノ田ポンプ
産業課	砂川ポンプ
産業課	新川ポンプ
産業課	六貫山新池・目堀ポンプ
産業課	六貫山新池南ポンプ
産業課	地域交流施設
土木課	中狭ポンプ
土木課	草刈機
都市計画課	別曾池公園

所管課	施設名・設備名・機械名
都市計画課	自然公園
都市計画課	北浜緑地
都市計画課	後田ポケットパーク
都市計画課	第2号臨海緑地
都市計画課	山起ポケットパーク
都市計画課	武豊中央公園
都市計画課	花緑センター
都市計画課	六貫山ちびっこ広場
都市計画課	アサリ池公園
都市計画課	多賀第2ちびっこ広場
都市計画課	北山公園
都市計画課	中狭公園
都市計画課	二ヶ崎公園
都市計画課	砂川公園
都市計画課	池田公園
都市計画課	鹿ノ子田公園
都市計画課	梨子ノ木公園
都市計画課	鹿狩池公園
都市計画課	平井公園
都市計画課	石川ちびっこ広場
都市計画課	中連公園
都市計画課	豊成第2ちびっこ広場
都市計画課	やすらぎの森墓園
都市計画課	草刈用バギー
都市計画課	草刈機
上下水道課	第1配水池・壱町田統合ポンプ場
上下水道課	第2配水池
上下水道課	富貴配水塔
上下水道課	上山統合ポンプ場
上下水道課	原田ポンプ場
上下水道課	富貴ポンプ場
上下水道課	水道倉庫
上下水道課	上ヶ第1ポンプ場

所管課	施設名・設備名・機械名
上下水道課	上ヶ第2ポンプ場
上下水道課	大足第1ポンプ場
上下水道課	マンホールポンプ
上下水道課	上ヶ調整池
上下水道課	公用車
上下水道課	草刈機
学校教育課	武豊小学校・武豊児童クラブ
学校教育課	衣浦小学校・衣浦児童クラブ
学校教育課	富貴小学校
学校教育課	緑丘小学校
学校教育課	武豊中学校
学校教育課	富貴中学校
学校教育課	ストーブ
学校教育課	草刈機
学校給食センター	学校給食センター
学校給食センター	公用車
生涯学習課	図書館
町民会館	町民会館
町民会館	公用車
町民会館	芝刈機
町民会館	草刈機
町民会館	発電機
中央公民館	中央公民館
中央公民館	公用車
中央公民館	発電機
中央公民館	東広場グラウンド
中央公民館	ストーブ
中央公民館	草刈機
歴史民俗資料館	歴史民俗資料館
歴史民俗資料館	転車台
歴史民俗資料館	壱町田湿地
歴史民俗資料館	草刈機
スポーツ課	総合体育館

所管課	施設名・設備名・機械名
スポーツ課	運動公園
スポーツ課	屋内温水プール
議会事務局	公用車（議長車）

(2) 武豊町ゼロカーボンシティ宣言書

武 豊 町 ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界各地では、地球温暖化が原因とみられる、猛暑や豪雨などの異常気象が多発しており、我が国においてもこれまでに経験したことがない、豪雨や台風等により甚大な被害が多発しております。

菅首相は、令和2年10月26日の所信表明演説において、2050年までに国内の温室効果ガスの排出を実質ゼロにすると表明されました。

本町の臨海部には、製造業を中心に多くの工場・事業所が立地しており、これらの企業の取り組みが、本町の温室効果ガスの削減など地球温暖化防止対策を進めるうえで、大きなウエートを占めることが考えられます。

そのため、町内の主要企業に対して、地球温暖化対策等に関する意向調査を実施した結果、ほとんどの企業から前向きな回答が得られました。

更に、令和3年度からスタートする「第6次総合計画」では、省資源・低炭素化に向けた取り組みを推進し、環境にやさしいまちを目指すこととしております。

本町においても、将来にわたって健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、住民・地域・企業・行政が一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを、本日ここに表明します。

令和3年2月2日

武豊町長 勅山芳輝

(3) ゼロカーボンシティ認定書



愛知県武豊町長 萩山 芳輝 殿

貴町におかれましては、この度、自治体として2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴町の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で213自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現すべき事態と考えております。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催されたCOP25で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の力強い取組をしっかりと発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴町及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

環境大臣 小泉進次郎

(4) ゼロカーボンシティ実現に向けた武豊町職員・議会議員行動指針

ゼロカーボンシティ実現に向けた 武豊町職員・議会議員行動指針

【基本理念】

本町は令和3年2月2日、「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明しました。私たち武豊町職員・武豊町議会議員は温室効果ガスを排出する者として、一人ひとりが率先して地球環境を保全するという認識を持ち行動することにより、「ゼロカーボンシティ」の実現に貢献していきます。

【すぐに取り組む行動】

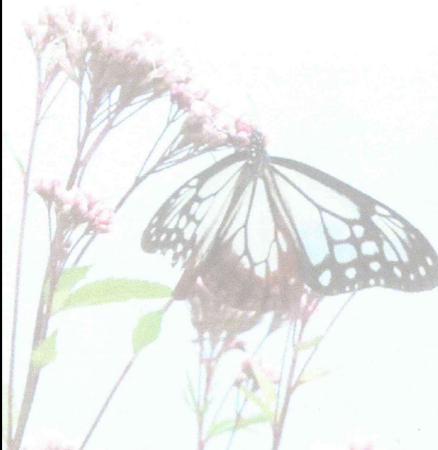
事業所としての取り組み

- ① ノーマイカーデー（毎月1回）の実施
- ② ライトダウンデー（毎月1回）の実施
- ③ 公用自転車制度の創設
- ④ 事務のペーパーレス化の推進（グループウェア機能の活用など）
- ⑤ 庁舎電気使用の縮減

職員・議会議員 個人としての取り組み

- ① もったいない！ てまえどり運動の推進
(商品棚の手前にある賞味期限の近い商品を選ぶ)
- ② きれいな海を！ 脱プラスチックに向けた取り組みの推進
(エコバックの使用・プラスチックストローを控えるなど)
- ③ 移動をエコに！ スマートムーブの推進
(徒歩、自転車、公共交通機関での移動など)
- ④ エネルギーを大切に！ 節電の推進
- ⑤ もう一度活用を！ ごみ分別・リサイクルの徹底
- ⑥ 食資源に感謝！ 食品ロス・食べ残しゼロの推進

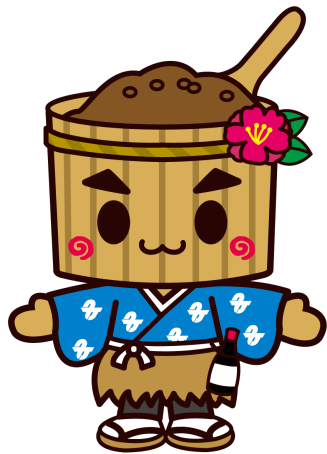
令和3年12月1日



町長 勅山芳輝
議長 石原壽朗

第5次武豊町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2024年(令和6年)3月
〒470-2392 武豊町字長尾山2番地
電話 (0569) 72-1111
ファクス (0569) 72-1326
メール kankyo@town.taketoyo.lg.jp



武豊町マスコットキャラクター

みそたろう